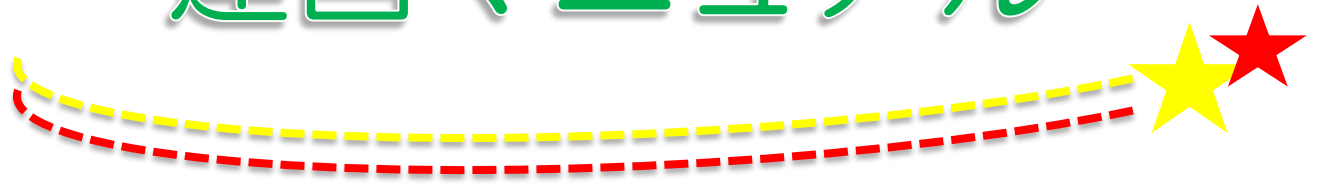


# おおさかNPO法人 運営マニュアル



## も く じ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
I 中間支援組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	5
II NPO法人を設立するために・・・・・・・・	6
1 NPO法が制定された背景とその意義・・・・・・・・	6
2 NPO法人の設立前に・・・・・・・・	11
III NPO法人をめざす方へ・・・・・・・・	16
IV 設立からの流れ・・・・・・・・	18
1 設立0年め～1年め・・・・・・・・	18
2 設立2～3年め・・・・・・・・	20
(1) 定款って何？・・・・・・・・	21
(2) 法人の事務所はどうすればいいの？・・・・・・・・	22
(3) どうして、事業報告書等を提出しなければならないの？・・・・・・・・	23
(4) 計算書類の体系と意義って何？・・・・・・・・	29
(5) 理事・監事の役割って何？・・・・・・・・	31
(6) 社員総会はどうすればいいの？・・・・・・・・	34
(7) 役員変更はどうすればいいの？・・・・・・・・	37
おわりに・・・・・・・・	39

※巻末：法人格による比較表

<凡例>

特定非営利活動促進法・・・NPO法

特定非営利活動法人・・・NPO法人

「大阪うまいものの精」の二人もお手伝いします☆

たこやきちゃんは、  
愛とボランティア精神にあふれる、元気な子。  
けど、ちょっと、おっちょこちょい



★ たこやきの妖精：たこやきちゃん ★

ぶたまんちゃんは、  
NPO 法に詳しく、  
時々ピリリときついことを言う練り辛子のきいたキャラ。  
優しさゆえの厳しさを持つ。



★ ぶたまんの妖精：ぶたまんちゃん ★

# はじめに

全国には5万件以上のNPO法人が存在しています。また、社会や地域のために活動したい方も多く、活動をさらに拡げるためにNPO法人格を取得したいと思う任意団体も多く存在します。

私たち認定NPO法人大阪NPOセンターは、2016年で設立20年を迎えました。これまでNPO法人を支える中間支援組織として、大阪府を拠点に全国の様々なNPO法人の相談に対応してきました。年間600件以上の相談対応を通じて、多くのNPO法人が運営上における同じ悩みや課題を持っていることに気づきました。

そこで、大阪NPOセンターは同じNPO法人という視点で、「なぜこのような手続きが必要なのか？」の「なぜ？」という皆様からの疑問に答える形で、新たに独自のNPO法人運営マニュアルを作成いたしました。

このマニュアルは、現場のみなさんの声をなるべく反映すると同時になぜその手続きが必要なのかという視点を重視して記載しています。なお、NPO法人の設立から解散までに必要なNPO法で定められた様々な手続きについては、各所轄庁の「NPO法人設立・運営の手引き」をご活用いただき、その手引きを補完するものとして、本マニュアルをご活用いただければと思います。

また、本マニュアルの策定にあたっては、大阪府・大阪市・堺市にもご協力いただきました。



## 認定NPO法人大阪NPOセンター

認定NPO法人大阪NPOセンターは1996年に設立された大阪府で第1号の認証を受けた民設民営のNPO法人です。設立当初から中間支援組織という立場で、NPO法人をはじめとしたより良い社会をめざす団体をサポートしています。

### 主な事業

#### NPOの設立や運営についてのサポートをします。

法人設立や運営の相談、NPOの経営支援に取り組んでいます。

#### 新しいアイデアを形にするお手伝いをします。

こんなことをしてみたい、こんなアイデアがある。その夢を実現できるように企画づくりへのアドバイスや、コーディネートのお手伝いをしています。

#### 起業家やサポーター等さまざまな人材を育てます。

「社会のために役に立ちたい！」という志をもった人が活躍できるよう、現場で直接学べる機会をつくっています。

#### コンペ・アワードで表彰することで応援します。

多くの社会課題を解決するために行動する個人・団体の活動を表彰します。さらには、賞金・経営サポート・PR支援等で幅広く応援します。

#### 社会の課題を解決する力を育みます。

市民・NPOの経営力向上のための講座を多数開催しています。

そして、志を同じくする人・団体のコーディネートもしています。

## 1 資金サポート

必要な資金の算定、資金調達の方法、返済計画の策定等、資金に関する様々な応援をします。



## 2 コンサルティング・コーディネート

志のある人の様々な想いをカタチにするお手伝いをします。



## 3 起業家育成

NPO・ソーシャルビジネス事業者のサポートを行っています。



## 4 専門家養成

活動をコーディネートしたり、話し合いの場でファシリテーターを担える専門家の養成を行っています。



## 5 顕彰・評価

これからのプランと、これまでの活動の実績を表彰します。



## 6 拠点運営

「社会のために何か役に立ちたい！」そんな人々の想いを紡ぎ出し、次の一歩へと踏み出す起点づくりをしています。



# I 中間支援組織の役割

中間支援組織とは、市民、行政、企業、金融機関、教育機関などの間に立って、社会の変化や新たなニーズを把握し、地域社会の課題解決に取り組む個人や団体、企業等のサポートや多様な主体間の協働をコーディネートする組織のことです。

## NPO 法人運営に関する中間支援組織の役割とは何ですか？

NPO 法人はミッション性を先行するがゆえに、組織としてのマネジメントが後回しになり、日々の業務を運営することで精一杯という状況が多くみられます。

新たな展開をしたいと思っても、人手や時間がなく対応できない法人も少なくありません。

NPO 法人が、運営を円滑に進めていくには、企業同様「資金、人材、経営ノウハウ」などが必要となります。企業の場合は、銀行や人材斡旋会社、経営コンサルタントなどがこのようなニーズに対応してくれます。NPO 法人にとってもコンサルティング機関が必要であり、その役割を担うのが中間支援組織です。

地域や社会のあらゆる課題、ライフスタイルの多様化による新たなニーズに対応するためには、様々な主体が個々の力を発揮することも大切ですが、多様な主体が互いに協力して物事を進めていく「協働」の概念も広がっています。多様な主体が対等な立場で、同じ目的にむかって物事をすすめて行くには、双方の間をつなげる役割が必要です。

加えて、それらの主体が協働して事業を実施している様子を見守り、協働事業が円滑に進むように必要に応じて助言する役割も必要です。個々の NPO 法人の運営支援だけでなく、多様な主体をつなげ、それらの主体と長期的に伴走していく役割も中間支援組織のもう一つの役割であり、協働をすすめて行くうえでも、なくてはならない存在なのです。



## Ⅱ NPO法人を設立するために

### 1 NPO法が制定された背景とその意義

#### (1) なぜ市民公益活動が台頭してきたの？

1970年代に入ると福祉、教育、まちづくり、文化芸術、環境、人権、国際交流・国際協力、女性の地位向上、消費者保護など多岐にわたる分野で多くの社会課題が表出してきました。

しかし、行政の財政悪化によるサービスの質・量の低下や、企業における社会的責任を果たすことへの要望の高まり等、これまで社会課題の解決の一翼を担っていた組織（もしくは、セクター）における対応力の限界が露呈するようになってきました。

一方、若者から高齢者まで多くの市民の「社会の役に立ちたい！！」という思いが年々高まってきています。

そのような背景のもと、市民による新しいスタイルの活動が次々と生まれ、その動向に注目が集まるようになってきました。つまり、自己実現と社会貢献を両立させた新しい市民公益活動です。この活動を持続可能なものにするための組織として、非営利組織（NPO）をはじめ、多くの組織が市民公益活動に取り組み始めたのです。



## (2) 非営利組織（NPO）を法人化することの必要性とは？

このように、社会における市民公益活動の重要性が増しつつあることに伴い、その活動を担う「非営利組織（特に市民活動団体）の法人制度の整備が必要である」との声が日増しに大きくなってきました。

具体的には、事務所の賃貸や不動産および車などの資産購入、預金口座の開設、さらには寄付集め、会計の透明性確保、市民への説明責任、責任所在の明確化等、活動を継続的に行うために必要とされる要件を満たすためには、新たな法人格が必要であると考えられました。

しかし、当時の法制度下での唯一の方法であった民法の法人制度での設立は、その許可を得ることが極めて難しく、比較的設立が容易である株式会社や有限会社といった営利法人の形態で事業を実施せざるを得ない団体も数多くありました。

そこで、非営利の場合でも営利法人と同じように簡易に設立ができるような制度が必要であると問題提起がなされました。

## (3) 阪神淡路大震災を契機にNPO法を議員立法化へ

1995年1月に起きた阪神淡路大震災後の救援及び復興の過程において、ボランティアによる貢献が大きくクローズアップされました。

これを踏まえて、

- ① ボランティアの活動しやすい環境づくり
- ② 活動のための寄付金制度の改善
- ③ 法人格付与のための制度確立

が、必要だとの声が大きくなり、各政党・政府・中央官庁などが一斉にこの問題に取り組み始め、（議員）立法化への動きが急速に進み始めました。またこの政府・政党の動きと並行して、市民からも法制度実現に向けて積極的に働きかけを行っていきました。

そして、行政の監督権限を最小限にとどめ、市民団体の声を最大限に汲み上げた形で修正議論を重ねた結果、議員立法として、1998年3月19日の衆議院本会議にて全会一致で可決成立し、同月25日公布（法律第7号）、同年12月1日に施行されるに至りました。



#### (4) NPO法のめざすものは？

この法律のめざすものは、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって、公益の増進に寄与すること」というNPO法第1条の言葉に凝縮されています。

- 「市民」という言葉には、自然人、法人、任意団体、企業など、かなり広い範囲のものが含まれます。
- 「自由」とは、自らの意思で参加・不参加が決められるとともに、所轄庁による設立認証・監督の際の規制を最小限にし、団体の意思を最大限尊重するということです。
- 「社会貢献活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを意味しています。

そして、同条には、「法人格を付与すること等」とありますが、それは、次の3つの意味を有しています。

- ① 簡易・迅速な手続きのもとで、広く法人格を付与すること
- ② 税制上の地位を普通法人並みとせず、非収益事業には課税しないこと
- ③ 情報公開の制度を整備すること

つまり、NPO法は、「特定非営利活動」を行う団体に対して、法人格を簡易・迅速に取得させること等による市民の自発的・自律的な社会貢献活動を促進し、社会全体の利益を増進することをめざしていると言えます。

さらに、このような立法趣旨に基づき、NPO法においては、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視、あるいはこれに基づくNPO法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、NPO法人に対する監督においても行政の関与を極力抑制しているのです。(内閣府NPOホームページ NPO法Q&A 制度概要 目的・定義等 より)



NPO法は、法人運営の自主性を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴。そのため、ほかの法人制度には例をみないような情報公開制度が整備されているんだよ。

## (5) 市民社会の実現のための翼として

子どもも高齢者も障がいのある方も、市民のみんなが、地域社会で生きがいを持って暮らすためには、どんな社会であればいいのでしょうか。

市民の多様なお困りごとのニーズや課題を一番よく知っているのは、当事者でもあります。

その当事者や周囲の「社会の役に立ちたい！」という思いを持った人たちが立ち上がり、そして、同じ思いを持つ仲間が集まり、少しずつ活動を広げていく。それが、市民の、市民による、市民のための市民公益活動につながっていくのです。

そのようななかで、NPO 法人は、市民そのもの、または、市民に身近な存在として、多様化する社会のニーズに伝えていくことが、いち早くできる主体であり、市民社会の実現のための翼となるものではないでしょうか。

はじまりは、誰かのお困りごとを何とかしたいという小さな思いやりかもしれません。けれど、思いやりの小さな灯が集まり、ゆるぎない炎へと成長すると素晴らしいですね。実際、そんなゆるぎない炎は、この大阪で、いくつも生まれているのです。そして、新たな炎に向けて、最初に火をともしるのは、「あなた自身」なのです。

新たな炎に向けて、小さな灯をゆるぎない炎へと成長させる。  
そして、最初に火をともすのは、「あなた自身」なのです！

持続するためには、  
きちんとした運営が  
大切だよ！



そして、誰もが輝く社会に！

## 2 NPO法人の設立前に

### (1) 所轄庁って何？

所轄庁とは、NPO法人の認証権及び監督権を持つ行政機関のことです。

所轄庁は、NPO法人の設立や、設立後の事業報告書や役員変更届などの各種手続きの提出先でもあります。

所轄庁へ提出する趣旨は、行政が監理・監督するためではなく、市民が監視できるよう、所轄庁が事業報告書や決算書類を広く市民に情報公開するためです。

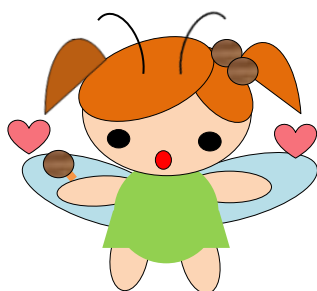
NPO法人の所轄庁は、その法人の事務所の所在地によって決められていて、その事務所がひとつの政令指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該政令指定都市の長となり、それ以外の場合は、都道府県知事が所轄庁となります。

なお、2つ以上の都道府県に事務所を置く法人は、主たる事務所のある都道府県が所轄庁となりますのでご注意ください。

#### ★大阪府内の所轄庁

所轄庁名	担当部署	所在地	電話番号	対象
大阪府知事	大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課	大阪市中央区大手前1-3-49 府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター3階)	06-6210-9320	大阪市・堺市所管以外のNPO法人 ※ただし、事務処理の権限を移譲した市町村のそれぞれの区域のみに事務所を設置する法人は各市町村が各種手続先となります。
大阪市長	大阪市市民局NPO法人担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所地下1階	06-6208-9864	大阪市内にのみ事務所を設置するNPO法人
堺市長	堺市市民人権局市民生活部市民協働課	堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所高層館3階	072-228-7405	堺市内にのみ事務所を設置するNPO法人
	<一次相談窓口> 堺市市民活動コーナー	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館2階	072-228-8348	

所轄庁は、みなさんの活動をサポートするため、運営に関する相談窓口の設置や各種セミナー等の開催など様々な支援を行っています。支援メニューは所轄庁によって異なりますので、管轄所轄庁にご確認ください。



所轄庁は、簡単にいうと、各種手続きの提出先であり、提出された書類を市民のみなさんに情報公開すること、活動がスムーズに進むよう側面支援することが主な業務だよ。

※NPO法人の設立認証等事務について、市町村へ権限移譲しているんだって。(次頁参照)

現在、大阪府では、市町村への権限移譲を進めています。これにより、下記市町村の区域内のみに事務所を設置する法人に係る認証事務及び届出等の事務の窓口は、それぞれの市町村となります。（ただし、認定・特例認定NPO法人の認定事務は大阪府で行います。）

事務処理の権限を移譲した市町村（当該市町村のみに事務所を置く法人）

市町村名	窓口（お問合せ先）	電話番号
岸和田市	市民環境部自治振興課協働推進担当	072-423-9740（直通）
豊中市	市民協働部コミュニティ政策課	06-6858-2446（直通）
池田市	総合政策部地域分権・協働課	072-754-6641（直通）
吹田市	市民部市民自治推進室	06-6384-1326（直通）
泉大津市	総合政策部人権市民協働課	0725-33-1131 （内2182・2183）
高槻市	市民生活部コミュニティ推進室	072-674-7462（直通）
貝塚市	都市政策部広報交流課	072-433-7230（直通）
守口市	市民生活部コミュニティ推進課	06-6992-1520（直通）
枚方市	市民安全部市民活動課	072-841-1273（直通）
茨木市	市民文化部市民協働推進課市民活動係	072-620-1604（直通）
八尾市	人権文化ふれあい部市民ふれあい課市民活動支援係	072-924-3818（直通）
泉佐野市	市長公室市民協働課市民協働係	072-463-1212（内2277）
富田林市	市民人権部市民協働課市民協働係	0721-25-1000 （内473・469）
寝屋川市	人・ふれあい部市民活動振興室	072-824-1181（内2281）
河内長野市	市民生活部自治協働課市民協働係	0721-53-1111（内233）
松原市	市民協働部市民協働課	072-334-1550（内2538）
大東市	市民生活部自治推進室	072-870-9612（直通）
和泉市	市長公室公民協働推進室	0725-99-8103（直通）
箕面市	人権文化部生涯学習・市民活動室市民活動グループ	072-724-6729（直通）
柏原市	にぎわい都市創造部地域連携支援課	072-971-8305（直通）
羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課	072-958-1111 （内1060・1080・1082）
門真市	市民生活部地域政策課	06-6902-5612（直通）
摂津市	市民生活部市民活動支援課	06-4860-9303（直通）
高石市	政策推進部秘書課広報・市民活動推進係	072-275-6082（直通）

市町村名	窓口（お問合せ先）	電話番号
藤井寺市	市民生活部協働人権課	072-939-1331（直通）
東大阪市	協働のまちづくり部NPO・市民活動支援課	06-4309-3350（直通）
泉南市	総合政策部政策推進課市民協働係	072-483-0004（直通）
四條畷市	市民生活部地域協働課	072-877-2121（内341）
交野市	総務部地域振興課	072-892-0121（代表）
大阪狭山市	市民生活部市民協働推進グループ	072-366-0011（内240）
阪南市	総務部地域まちづくり支援課	072-471-5678（内2318）
能勢町	総務部自治防災課自治防災係	072-734-0107（直通）
忠岡町	町長公室秘書政策課	0725-22-1122（内197）
熊取町	住民部みんなと協働課協働推進グループ（煉瓦館内）	072-453-0391（直通）
田尻町	総務部企画人権課企画係	072-466-5019（直通）
岬町	総務部企画地方創生課	072-492-2775（直通）
太子町	総務部総務政策課	0721-98-0300（直通）
河南町	総合政策部秘書企画課	0721-93-2500 （内210・211）
千早赤阪村	人事財政課地域戦略室	0721-72-0081（内453）



## (2) 所轄庁の監督権って何？

所轄庁には必要最小限度（以下の3つの場合）の監督規定が設けられていて、下記に該当する場合は、報告を求められたり、認証を取り消される場合もあります。所轄庁に監督されないことがないよう、定款や法令の規定に添った組織運営を心がけてください。

①法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときに行う報告徴収及び立入検査 (NPO 法第 41 条)

②法人が法第 12 条第 1 項に規定する認証基準を満たさなくなったときや法令等に違反したとき、又は法人運営が著しく適正を欠くと認めるときに行う改善命令 (NPO 法第 42 条)

③改善命令に違反した場合であって、他の方法によって監督の目的を達することができないときや、3年以上にわたって事業報告書等を提出しないときや、法令違反の場合において改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときに行う認証の取消し (NPO 法第 43 条)

\*逆に言うと、上記の3つの規定以外は、所轄庁は関与できないことになります。...

NPO法や定款に沿った  
正しい組織運営に心がけてね。



## (3) 所轄庁はなぜ運営に立ち入らないの？

なぜなら、NPO 法は、情報公開を通じて広く市民の監督下におき、市民による緩やかな監視と法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度なので、NPO 法人に対する監督について、行政の関与は極力抑制されているからです。

このように、NPO の存在価値が「当事者でもある市民自らの手による公益の実現」にあるため、所轄庁が法人運営に関して「箒の上げ下ろし」まで監督することは、ある NPO 法人にとっては有益であったとしても、NPO 法制度全体を損なうものであり適当でないとされています。



法人の運営上の問題は、法人内で  
考え、話し合い、解決するんだよ。

#### (4) NPO法人は許認可ではなく、認証なのはなぜ？

「1 NPO法が制定された背景とその意義」にも記載していますが、NPO法は市民側から提案して作り上げた法律であり、その理念は、「だれもが自由に集まって活動できること」です。

そのため、NPO法人を設立する場合、他の公益法人のような行政の許可、認可ではなく、法律の要件を満たせば、原則的に書面審査により、行政が認証する「認証」という制度となっているのです。

このため、所轄庁の認証によってその団体の信頼性が保証されるものではありません。公開されている情報などをもとにして、市民一人一人が判断することが求められています。

#### ★参考

〔許可〕 法人の設立を許可するかどうかは、行政の裁量となるもの。

〔認可〕 法律の要件を満たせば、行政は必ず認可するもの。社会福祉法人等は認可制。

〔認証〕 法律の要件を満たせば、原則的に書面審査により、行政が認証する制度。行政は、団体の活動内容の価値判断に踏み込めないため、認可よりも準則主義に近い。

NPO法制度は、市民の力を信頼した制度だよ。



NPO法人になっても、行政のお墨付きを与えられた団体になったというわけではないよ。自分たちの日々活動の積み上げで、信頼をつかんでいくんだよ。



# Ⅲ NPO法人をめざす方へ

設立時の想い、覚えていますか？

また、「NPO法人を設立しようかな？」と考えている方も

**少し立ち止まってゆっくりと考えることが大切です。**

## ★NPO法人を設立する理由がありますか？★

- なぜ、NPO法人を設立したいのか、きっちりと答えることができますか？  
ボランティア団体や任意団体の方が、活動しやすいこともあります。  
やりたいことは、NPO法人でないとできない活動なのか、よく考えてみましょう。

## ★他の法人格ではダメですか？★

- 法人格には、NPO法人だけではなく、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人など様々な形態があります。社会貢献活動をするならNPO法人しかないと思われる方が多いのですが、例えば一般社団法人として活動した方が、目的や活動内容にあっているという場合もあります。NPO法人を設立してから、別の法人格に変更するのは、時間も労力もかかります。なぜ、NPO法人として法人格を取りたいのか、よく考えてみましょう。

## ★活動は継続的に続けていけますか？★

- NPO法人を設立したことで安心してしまい、活動をはじめない法人があります。設立はあくまでも通過点であり、その後の活動をいかに継続していくかが重要です。  
自分たちが取り組みたい活動は、一過性で終わるような内容ではありませんか？活動資金は続きそうですか？設立する前に、5年先の活動のイメージがつかめているのかよく考えてみてください。

## ★NPO法人としての義務を守れますか？★

- NPO法人の設立は簡単にできると考え、安易にNPO法人を設立しないでください。NPO法人には、法の規定による義務があり、必ず守ってもらわないといけません。義務があることを知っていますか？そして、その義務は果たせそうですか？
  - \*毎年、事業報告書を提出しないとダメです。
  - \*年1回、総会を開催し、正会員に活動報告を行わなければいけません。
  - \*2年に1回、役員変更届を提出しないとダメです。
  - \*法人税の納税義務が発生します。
  - \*税法で定められる収益事業をする場合は納税義務が発生します。等

★法人を設立した後に、

一般社団法人に  
した方がよかった

株式会社として  
設立した方がよかった

という声をよく聞きます。また、

事業報告書の書き方が  
分からない

活動費がない・・・

などの相談もよくあります。

私たちは同じNPO法人として、みなさんが後から後悔することのないように、  
少し辛口に問いかけさせていただきました。

巻末に法人格の比較表が  
あるからよく検討してね。



設立の意志が固まったら  
所轄庁等に相談するんだよ。

# IV 設立からの流れ

## 1 設立0年め～1年め

年	実務等	期限等
0年め	設立準備(発起人会)	
	認証申請関係書類の準備	(1) 定款
	設立総会を開催 議事録作成	
	認証申請関係書類の修正	必要な場合
	所轄庁へ設立認証申請	3か月間
	所轄庁で申請の收受	
	所轄庁で申請の受理	
	所轄庁で公衆の縦覧(1か月間)	
	所轄庁において認証・不認証の決定	
	所轄庁から設立認証書の受領	
法務局で法人設立登記	2週間以内(登記事項証明書を必要部数取得すること)	
1年め	事務所に看板等を設置し、郵便物等が届くようにする	(2) 法人の事務所
	備置き書類(役員名簿、定款、法人成立時の財産目録)を事務所に備置き	
	設立登記等完了等届出書(閲覧用書類)を所轄庁に提出	遅滞なく
	法人設立等申告書を府税事務所及び市町村の税担当課に提出	
	法人市府民税減免申請書を府税事務所及び市町村の税担当課に提出	毎年4月末
	収益事業開始届出を税務署、府税事務所及び市町村の税担当課へ提出	必要な場合
	消費税課税事業者届出書を税務署へ提出	必要な場合、速やかに

必要に応じ、事業に必要な許認可等を得ることも忘れずに!  
また、職員を雇用する場合は各種手続きが必要です。

※凡例

- NPO 法人内でやること
- NPO 法人が所轄庁に対して手続きすること
- NPO 法人が官公庁に対して手続きすること

大阪府指令 ■■■ 第●●●●●号

●●市●●町●●●●●  
○○ ○○

平成●●年●●月●●日付けで申請を受理した特定非営利活動法人●●●●●●の設立を、  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第12条第1項の規定により認証します。

平成●●年●●月●●日

大阪府知事

(公印)

法人設立を決めたら、  
早めに所轄庁等へ  
相談しよう。

設立認証書の  
イメージだよ。



## 2 設立2～3年め ※（ ）内は、事業年度が4月から翌年3月までの法人を例にしています。

年	月	実務等	期限等
2 年 め	1 か月め (4月)	事業報告書・計算書類等作成	(3) 事業報告書等
		監事へ事業報告書・計算書類等を提出	(4) 計算書類の体系と意義
		監事による監査の実施	(5) 理事・監事の役割
	3 か月め (6月)	理事会の開催 議事録作成	←招集通知
		税務申告書類の提出	事業年度終了後2か月以内
		通常総会の開催 議事録作成	←招集通知 (6) 社員総会
		貸借対照表の公告	
		事業報告書等を事務所に備置き	毎事業年度終了後3か月以内
		法務局へ資産の変更登記申請	事業年度終了後3か月以内
		事業報告書等を所轄庁に提出	毎事業年度終了後3か月以内
3 年 め	1 か月め (4月)	事業報告書・計算書類等作成	2. 設立2年め (3) (4) (5) 参照
		監事へ事業報告書・計算書類等を提出	
		監事による監査の実施	
	3 か月め (6月)	理事会の開催 議事録作成	←招集通知
		税務申告書類の提出	事業年度終了後2か月以内
		通常総会の開催 議事録作成	←招集通知 2. 設立2年め (6) 参照
		貸借対照表の公告	
		事業報告書等を事務所に備置き	
		法務局へ役員の変更登記申請	代表権のある理事の変更の場合、2週間以内
		役員変更等届出書を所轄庁に提出	遅滞なく (7) 役員変更
3 か月め (6月)	法務局へ資産の変更登記申請	事業年度終了後3か月以内	
	事業報告書等を所轄庁に提出	毎事業年度終了後3か月以内	

### 【その他の留意事項】

- ☆上記以外に職員を雇用する場合は、労働基準監督署など関係各所への手続きがあります。
- ☆その他、随時手続きが必要な例として、定款を変更した場合は変更内容により所轄庁への届出あるいは認証申請が必要です。
- ☆法人事務所の所在地や電話番号を変更したら、所轄庁に連絡しましょう。

## (1) 定款って何？

「定款」とは何でしょうか。民法においては、その第 34 条で、「法人の能力」について「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定されています。

定款とは法人の組織の背骨となる部分であり、国家で言えば憲法にあたるものです。つまり、NPO法人の運営は定款に始まり、定款に終わると言っても過言ではないでしょう。

### ●定款は組織を支えます。

そして、組織は定款に則って運営されなければなりません。すべての意思決定は、定款に記載されたプロセスによって行われます。これはどんな人が運営するとしても同じルールで行われるため、組織が一定の法則に基づいて運営されます。もし、定款がなければ個人の価値観や趣向に左右され、その組織の方向性が定まらなくなります。

### ●定款は多くのことを発信します。

定款があることによって組織の社会的信用度を増すことができます。これは第三者が常にその組織の活動が公明正大に行われているかどうか容易にチェックすることができるためです。つまり、定款によって、その組織が信用するに値するかどうかを推し量るバロメーターにすることができるのです。

### ●定款によって人は動きます。

単なる集まりと組織とは大きく違います。組織は共通の目的を持ち、その組織に貢献したいという気持ちを持ったメンバーが集い、常にコミュニケーションを行っている集団のことを指します。定款には、組織の目的、役員と果たすべき役割、意思決定の方法等、組織の3要素と呼ばれる項目が全て含まれています。定款があるからこそ、人は共通の目的に向かって進むことができるのです。

このように多くの機能を持つ定款は、組織にとって最も重要な項目です。このため定款を作るときには一字一句意味をよく考えてほしいと同時に、作った定款はことあるごとに見返し、常に組織の目的や運用ルールを確認していただきたいのです。

法令と定款に沿った  
正しい組織運営に心がけよう！



## (2) 法人の事務所はどうすればいいの？

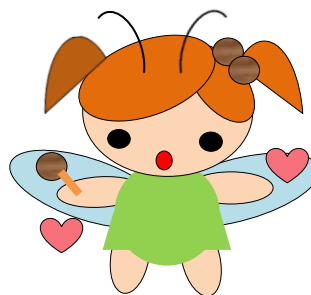
事務所とは、法人の事業活動の中心である一定の場所で、一般的には、責任者が所在し継続的に業務が行われる場所を指します。NPO法では、すべての事務所において、事業報告書等を備え置き、閲覧に供することを義務づけていますので、そのような対応が可能な体制を整備する必要があります。自宅（個人の住宅）であっても、そのNPO法人の事業活動の中心となる場所で、一般的に、NPO法人の代表者（責任者）が所在して、その場所で継続的に業務が行われるのであれば、事務所とすることは可能です。

個人の住宅を主たる事務所にする場合は、そこに事業報告書等を備え置き、社員（NPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のこ）や利害関係人（NPO法人と取引等の契約関係がある者など）からの閲覧請求に対応することが可能であることが必要です。

また、所轄庁や利害関係者などが連絡を取れること（郵便が届くことや電話がつながることなど）も、当然必要となります。

なお、事務所の所在地等を変更する場合は、NPO法人の定款の変更が必要な場合がありますし、所轄庁から通知を郵送することがありますので、まずは所轄庁に連絡しましょう。

NPO法人の事務所の所在地や電話番号が変わったときは、所轄庁に連絡しようね。



バーチャルオフィスはNPO法人の事務所にはできないよ。

### (3) どうして、事業報告書を提出しなければならないの？

#### ① 事業報告書等を所轄庁に提出する意義

NPO 法人制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。

そのため、NPO 法人は、毎事業年度終了後 3 か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、全ての事務所において備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務があります。

また、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。

所轄庁に事業報告書等を提出するのは、役所がチェックするためではなく、役所がそれを預かって市民に公開するためです。また、市民に分かりやすく、信頼される会計データ作成のために複式簿記が採用されたのです。

#### ② 事業報告書等を所轄庁に提出しなかった場合（過料）

NPO法第 80 条第 1 項第 5 号により、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書等の提出がないと、裁判所から、代表者個人に対して 20 万円以下の過料が課されることがあります。

また、3 年にわたって事業報告書等を提出しないと、設立の認証を取消されることがあります。

なお、NPO法には、「休業（休止）」といった制度はありません。税金の関係で、都道府県や市町村に休業（休止）届を提出している場合であっても、NPO法人として存在している以上は、NPO法上の義務（※）は免除されません。

#### ※NPO法上の義務の例

①事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書等を作成して、所轄庁に提出すること

②年 1 回社員総会を開催すること

③定款に定められた役員任期（2 年以内）が満了する毎に役員を選任し、届出をすること

- 事業報告書等は毎事業年度終了後 3 か月以内に所轄庁に到着しなければいけません。  
（例えば、事業年度 4 月～3 月の法人が、6 月 30 日にポストに投函し、7 月 1 日に、所轄庁に到達した場合は、法令で定められた期限を守れなかったこととなります。）
- 過料を納付した場合でも義務は消滅しませんので、事業報告書等は提出しなければなりません。
- まったく事業を実施しなかった場合でも、事業をしなかった旨を記載して提出する必要があります。



第●●●●号  
平成●●年●●月●●日

(法人住所)  
(法人名)  
(法人代表者 職名・氏名) 様

(担当所轄庁名)

## 督促書

貴法人については、特定非営利活動促進法第29条の規定による事業報告書等（平成●●年●●月●●日事業年度終了分）の提出が大阪府特定非営利活動促進法施行条例第7条で定められた期限（平成●●年●●月●●日）までにありませんので、速やかに提出（各2部）してください。

### 【法定の提出書類】

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④活動計算書（収支計算書）
- ⑤前年度において役員であった者の氏名及び住所・居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿
- ⑥社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所・居所を記載した書面

なお、提出なき場合には、特定非営利活動促進法第80条第5号の規定により、理事又は監事は20万円以下の過料に処せられることがあります。

また、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消されることがありますので、ご留意願います。



督促書ってこんな感じ  
なんだって!!!

**注意!**

NPO法上の義務を怠ると…

- ・3年にわたって事業報告書等を提出しないと、設立の認証を取消されることがあります。
- ・設立の認証を取消されたNPO法人の役員は、2年間他のNPO法人の役員になることができなくなります。すでに他のNPO法人の役員であった場合もすべてのNPO法人の役員を辞めなければなりません。

### ③事業報告書等を作る際のチェックポイント

ここだけはチェックしてから  
所轄庁に提出しようね♪



チェック	書類の名称		備考
<input type="checkbox"/>	1	事業報告書等提出書	<input type="checkbox"/> 所轄庁の首長あてですか。 <input type="checkbox"/> 法人名は正確ですか。法人の代表者印を押印していますか。 <input type="checkbox"/> 期限内の提出ですか。
<input type="checkbox"/>	2	事業報告書	<input type="checkbox"/> 法人名、年度及び事業期間は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 当該事業期間内の総会開催を記載していますか。
<input type="checkbox"/>	3	活動計算書 (収支計算書)	<input type="checkbox"/> 法人名、年度、事業(会計)期間、単位は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 「当期正味財産増減額」は、「収益」から「費用」を引いた額に一致していますか。 <input type="checkbox"/> 「次期繰越正味財産額」は「当期正味財産増減額」と「前期繰越正味財産増減額」の合計額に一致していますか。 <input type="checkbox"/> 「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計」の額が一致していますか。
<input type="checkbox"/>	4	貸借対照表	<input type="checkbox"/> 法人名、年度、事業年度終了日、単位は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 「資産の部」「負債の部」「正味財産の部」の3つに区分していますか。 <input type="checkbox"/> 資産合計は、「負債及び正味財産合計」と一致していますか。 <input type="checkbox"/> 「正味財産合計」は、「前期繰越正味財産」と「当期正味財産増減額」の合計と一致していますか。
<input type="checkbox"/>	5	財産目録	<input type="checkbox"/> 法人名、年度、事業年度終了日、単位は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 貸借対照表の「正味財産合計」の額と一致していますか。
<input type="checkbox"/>	6	前年度において役員であった者全員の氏名、住所又は居所及び報酬の受取の有無を記載した名簿(年間役員名簿)	<input type="checkbox"/> 法人名は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 理事3人以上、監事1人以上となっていますか。 <input type="checkbox"/> 報酬を受けている役員は3分の1となっていますか。 <input type="checkbox"/> 当該事業年度中の報酬受取期間の記載がありますか。 <input type="checkbox"/> 当該事業年度中の就任期間の記載は正確ですか。
<input type="checkbox"/>	7	社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	<input type="checkbox"/> 法人名は正確ですか。 <input type="checkbox"/> 社員10人以上となっていますか。 <input type="checkbox"/> 事業年度終了日は正確ですか。
<input type="checkbox"/>		各2部あります(2~7)すべてA4サイズですか。	



平成 23 年のNPO法改正で、NPO法人の会計を明確化するため、  
NPO 法人が作成すべき計算書類のうち、  
「収支計算書」が「活動計算書」(活動に係る事業の実績を表示するもの)に変更されました。

収支計算書は収入・支出の動きに焦点をあてた財務諸表ですが、  
活動計算書は、当期正味財産の増減及びその構造に焦点を当てた財務諸表です。

(なお、当分の間「収支計算書」を提出することができるよう、附則(経過措置)で措置されています。)

### 3. CSOサポート

**内容** ① 事務局スタッフによるCSO設立・運営に関する全般的な相談への対応。  
② 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等で構成される専門家による相談への対応。

**場所** 大阪NPOセンター、団体事務所他

**日時** 随時

**対象者** CSO

**備考** ① 事務局相談対応件数： 335件 (前年度 304件 前年度対比 110%)  
② たすけ隊も専門家相談件数： 6件 (前年度 26件 前年度対比 23%)

---

### 1. 大阪ベンチャー&サポーター交流会

**目的** 大阪における後進育成に意欲的かつ積極的な経営者およびその団体間の交流と、各経営者・団体が支援する企業等へのさらなる支援機会を得る場を提供する。

**場所** 大阪産業創造館 4階 イベントホール

**日時** 2017年3月15日(水) 13:30～16:30

**参加者** ベンチャー:21名 サポーター40名

**主催団体** 大阪産業創造館 IAG / 関西ニュービジネス協議会 / ベンチャーエンタープライズセンター関西支部 / 大阪NPOセンター / 関西学生発イノベーション創出協議会 (協力大阪商工会議所)

---

### 2. 大阪市コミュニティビジネス等促進事業

**目的** 地域や社会の課題を解決し、今後の成長が期待されるコミュニティビジネス(CB)やソーシャルビジネス(SB)の創業者を支援し、創業者が、安定的に事業継続できるよう支援するとともに、市民の理解を深め、CB/SBが地域に定着しやすい環境づくりを行う。CB/SB等が成長・促進することを目的とする。

**期間** 2017年4月～2018年3月

**内容**

① 市民活動団体レベルアップ講座	全3回	
② CB/SB講座		
入門編	全2回	
実践編	全4回	
③ CB/SB事例掲載：5団体(記事&動画)		
④ CB/SBアイデアチャレンジ:CB/SBのアイデアをカタチにする長期サポート 2事業者をサポート中		
⑤ その他 ポータルサイト「おおさかコミュニティビジネス情報局」		

**備考** 受講者数：40名 (2017年12月現在)

(大阪市より提供)

#### ④貸借対照表の公告

平成 28 年の NPO 法改正により貸借対照表の公告が義務化されることとなり、NPO 法人が前事業年度の貸借対照表を作成後遅滞なく公告しなければならないことが第 28 条の 2 で規定されていたところですが、その施行日を平成 30 年 10 月 1 日とする政令が平成 29 年 12 月 6 日に公布されました。

貸借対照表の公告方法としては「官報」、「日刊新聞紙」、「法人のホームページ」、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」、「法人の主たる事務所の掲示場」から選択でき、定款で規定する必要があります。

各 NPO 法人の定款には、公告の方法についての規定がありますが、「この法人の公告は、官報に掲載して行う。」と規定されている場合、定款を変更しなければ、貸借対照表の公告についても官報へ掲載しなければならないこととなります。官報への掲載は有料であるため、NPO 法人に毎年度相当の費用負担が生じることとなります。

公告の方法を変更する場合には、改正施行日（平成 30 年 10 月 1 日）までに、定款の変更について総会議決する必要があります。

貸借対照表の公告の方法について検討のうえ、必要に応じ定款変更の総会議決や「定款変更届出書」の提出などの手続きを進めてください。



NPO 法「貸借対照表の公告」に関する改正施行日が平成 30 年 10 月 1 日と決定されました。定款変更の検討や手続きをしてくださいね。

おすすめ！！

## 貸借対照表の公告方法

貸借対照表の公告方法としては、「内閣府NPO法人ポータルサイト」への掲載が無料で便利です。

また、

- ・市民への情報開示を通じた法人の自主的な運営を前提としたNPO法人制度の趣旨に合っています。
- ・市民が容易にNPO法人の情報を閲覧でき、また、法人の負担が少なく情報発信ができるよう「内閣府NPO法人ポータルサイト」が用意されており、NPO法人がログインし「法人入力情報」欄にPDFファイルをアップロードすることにより、貸借対照表の公告についても容易に無料で行えます。

## 「内閣府NPO法人ポータルサイト」の利用について

○「内閣府NPO法人ポータルサイト」の利用手順(概略)

「新規ユーザ登録」→「マイページへログイン」→「情報登録・更新、公開申請」

＜参考＞内閣府NPOホームページ「内閣府NPO法人ポータルサイトをご活用ください！」

<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/for-npohoujin-flyers.pdf>

### NPO法人ポータルサイト

#### 特定非営利活動法人大阪NPOセンター

#### 行政入力情報

所轄庁	大阪市
主たる事務所の所在地	大阪府大
従たる事務所の所在地	-
代表者氏名	金井 宏美
設立認証年月日	1999年04
定款に記載された目的	この法人は、市民の活動を促進し、社会の発展に寄与することを目的とする。
活動分野	連絡・助言・援助
法人番号	2120005004081
認定	認定: PST基準(相対値基準) 2012年08月27日 ~ 2022年08月26日
監督情報	-
行政入力情報ダウンロード	<a href="#">行政入力情報ダウンロード(ZIP形式: 1KB)</a>

○「内閣府NPO法人ポータルサイト」の機能と活用方法

「内閣府NPO法人ポータルサイト」は、「貸借対照表の公告」規定新設への対応などNPO法人の利便性の向上が図られ、NPO法人がアカウントを取得すれば、「法人入力情報」欄に貸借対照表をPDFファイルで掲載できるようになりました。

なお、これまでどおり、活動計算書等の財務情報や組織情報をテキスト入力により掲載することもでき、NPO法人の活動情報発信や市民のダウンロードによる公開データ取得ができ、寄付などによる特定非営利活動への市民の参画の促進に活用できます。

＜参考＞内閣府NPOホームページ「＜NPO法人の皆様へ＞内閣府NPO法人ポータルサイトの一部機能追加について」  
<https://www.npo-homepage.go.jp/news/170616news-npo-info>

## (4) 計算書類の体系と意義って何？

平成 23 年の NPO 法改正においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付けや意義については次のとおりです。

### ① 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。

受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

#### 《参考》活動計算書と収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。

これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。

当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

### ② 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。

流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します。



### ③ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、記載することは可能です。

計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足够了。

例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO 法人会計基準」(2010 年 7 月 20 日、2011 年 11 月 20 日、2017 年 12 月 12 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会) に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成するといいいですね。

## (5) 理事・監事の役割って何？

### ① 役員(理事・監事)の役割

NPO 法人の「扇の要」の役を担うのが、理事と監事の役割です。

理事は、法人の業務を決定・執行し、監事は、理事の業務や財産状況を監査する立場にあり、役員それぞれに権限と責任が伴います。役員を選任は、団体それぞれで、時にはあて職的な理事が就任する場合も見られますが、できれば、実際の事業運営に積極的に関わるべき人が役員として責務を担うことが望ましく、活動内容と権限と事務局体制がしっかり連動した組織を作りあげていくことは、法人運営に何より期待したいことです。

活動が成熟してくると、役員のリ退任等を含めた役員のリ就任に対する思いも複雑に絡み合っていきます。法人の責務として、そうした活動における人間関係を組織内で整理した上で理事の変更等に関する事務手続きを進め、停滞なく報告する必要があります。

理事（3人以上）	監事（1人以上）
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法人の業務を決定し、執行する立場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事の業務や財産状況を監査する立場</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員と兼務可能で、給与をもらうことができます。</li> <li>• 監事を兼ねることはできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員を兼ねることはできないので、給与はもらえません。</li> <li>• 理事を兼ねることはできません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 役員報酬をもらうことができます。（人数制限あり）</li> </ul>	

### ② 理事の職務と権限・責任

NPO 法人の理事は、社員総会の意思決定に基づき業務執行の代表として運営します。

法人内部では、理事をアドバイザーやチェック役と考えたとしても、法律上は責任が伴う職務です。

一般的には、代表理事(理事長や代表理事等の役職でも可能)を選任して代表権を集中させることが多いですが（NPO法第16条）、定款上で、副理事長、専務理事、常務理事等を置くこともできます。

#### ■理事会

理事は、定款に定めのない時は過半数をもって業務を決定（NPO法第17条）します。そのため、効率的な運営として「理事会」（NPO法での定めなし）を設けることを定款に規定している法人が多く見られます。「理事会」の権能については、定款に定め社員総会の専権事項(定款の変更、解散、合併)以外の事について、理事会の議決事項とすることができます。

#### ■他の機関

定款に定めのない機関として、理事と他の役職者や社員等から構成する「運営委員会」「評議会」等の他の機関を設けて運営することも可能です。

#### ■仮理事、特別代理人の選任

理事が欠けることによって損害が生じるおそれのある場合は、利害関係人からの請求により、所轄庁が仮理事を選任します。また、NPO 法人と理事の利益が相反する場合は、その理事は代表権を持ちません。利害関係人からの請求により、所轄庁が特別代理人を選任します。



### ■不法行為責任

理事がその職務を行うにつき、故意または過失により他人の権利を侵害した場合で、これによって他人に損害を与えた時は、NPO 法人が損害賠償の責任を負うことになります。

但し、NPO 法人の目的範囲外の行為により、他人に損害を与えたときは、その事項の議決に賛成した社員、理事及びこれを履行した理事が連帯して賠償責任を負うことになります。

### ■解散したとき

NPO 法人が解散したとき(破産手続開始の決定による解散以外の場合)は、理事が清算人となります。(定款に別の定めがあるときや総会で理事以外の人を選任したときを除く。)

### ■罰則の適用

NPO 法人が、法に違反したときは、罰則が適用され、理事(又は監事・清算人)は罰金又は過料に処せられることがあります。

## ③ 監事の職務と権限・責任

監事は、理事の業務執行や財産の状況を監査する役割です。第三者として法人を客観的に監査する立場なので、その法人の理事や職員を兼務できません。

なお、客観性を保つためには、法人の会計や活動に深く関わっていないことが望ましいでしょう。

- ・不正の事実等を発見した場合には社員総会や所轄庁に報告しなければなりません。
- ・NPO 法人としての公益活動の目的等が、会計面の監査以外に、定款や NPO 法に違反していないかどうか等の事業面の監査を行うことも重要です。
- ・監事は、法人の業務のチェック機関です。業務を執行する理事または NPO 法人の職員を兼ねることはできません。
- ・税理士や公認会計士といった専門家が就任している場合もありますが、監事には特別な資格は必要ありません。

法人の会計業務を委託している税理士が監事となる場合は、自分で行った業務を自分でチェックするということになります。NPO 法違反にはなりませんが、適切なチェック体制の確保としての法人運営としてより望ましいカタチを検討することが大切です。

- ・監事に役員報酬を払うことも可能です。但し、監査に必要な経費(交通費・資料のコピー代等)は報酬には該当しません。

### ▼監事の役割(NPO 法第 18 条)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 理事の業務執行の状況を監査すること。</li><li>② NPO 法人の財産の状況を監査すること。</li><li>③ NPO 法人の業務または財産に関し、不正行為および法令違反、定款違反があることを発見した場合には、その事実を社員総会または所轄庁に報告すること。</li><li>④ 必要に応じて、社員総会を招集すること。</li><li>⑤ 理事の業務執行または NPO 法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。</li></ol> |
|---|

▼監査のチェック項目

• 業務監査
<input type="checkbox"/> ① 総会や理事会が適正に開催されているか。
<input type="checkbox"/> ② 総会や理事会の意思決定が適正に行われているか。
<input type="checkbox"/> ③ 定款どおりの事業や運営が行われているか。
<input type="checkbox"/> ④ 所轄庁への報告が所定の期限までに行われているか。
<input type="checkbox"/> ⑤ 労務、税務、登記手続等一般的な法令遵守がなされているか。
• 会計監査
<input type="checkbox"/> ⑥ 伝票や証憑に不足や間違いがないか。
<input type="checkbox"/> ⑦ 会計帳簿、金庫内の現金、預金通帳、決算書等の数字が整合しているか。
<input type="checkbox"/> ⑧ 支援者や助成団体からの資金が、適切な目的に使用されているか。

「自分たちではじめてのことだから  
すべてを自分たちで解決する」と  
いう覚悟を役員がもっているか、  
とても大切なことです！



## (6) 社員総会はどうすればいいの？

NPO法人は、毎年1回以上、総会を開催しなければなりません。

ここでは、開催通知や社員総会のイメージをつかんでいただくためのシナリオの例を掲載していますので参考にしてください。

### 総会開催通知

正会員の皆さま

●●年●月●日

NPO法人●●●●●●  
代表理事 ●●●●●●

**第●回 定時総会の開催について(通知)**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素はNPO法人●●●●●●の活動に格別のご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。  
さて、下記の通り第16回定時総会を開催いたします。ご多忙とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席のほどお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが、同封のハガキにて●月●日(●) 必着 で出欠のご連絡をいただけますようお願いいたします。

敬 具

記

日時：●●年●月●日(●) ●時～●時

場所：●●●●●●(〒●●●●●●)

議案：第1号議案 ●●年度事業報告承認の件  
第2号議案 ●●年度決算承認の件 並びに 監査報告  
第3号議案 役員選任の件

報告事項 ●●年度事業計画 及び 活動予算報告の件  
その他

以上

● 問合せ先 NPO法人 ●●●●●● Tel ●●●●●● Fax ●●●●●●

会場へのアクセス

### 第●回定時総会(20●●.2.25)

出席  欠席

連絡先TEL ( ) - FAX ( ) -

(団体名) 会員名 \_\_\_\_\_

(代表者) 氏名 \_\_\_\_\_

会 員 番 号 \_\_\_\_\_

※欠席の場合は必ず下記に記入のうえ、ご返送ください。

### 委任状

私は、特定非営利活動法人●●●●●●

第●回定時総会の議決を

議 長

\_\_\_\_\_ (正会員氏名)

に委任いたします。

氏名 \_\_\_\_\_ 印

2月16日(月) 必着

### 総会開催

※以下シナリオサンプル(部分抜粋)

司会者	<p>皆さま、こんばんは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私は、本日の司会進行をさせていただきます●●です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、特定非営利活動法人■□■□■□ 第●回定時総会の開催にあたり、代表理事の●●よりご挨拶をさせていただきます。</p> <p>それでは、●●代表理事よろしくお願いいたします。</p>
代表理事	(あいさつ)
司会者	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今から■□■□■□第●回定時総会を開会させていただきます。</p>

	<p>議事に入る前に、事務局の●●より本総会の成立報告をさせていただきます。</p>
● ●	<p>本総会の成立報告をさせていただきます。</p> <p>特定非営利活動法人■□■□■□の総会は、定款第●●より正会員の3分の1以上の出席が必要となります。</p> <p>正会員数は●●●名、その3分の1は●●名であります。</p> <p>本日の出席者数 ●● 名</p> <p>委任状による出席者数 ●● 名</p> <p>合計 ●● 名</p> <p>のご出席をいただきました。</p> <p>よって、本総会は適法に成立しておりますことをご報告いたします。</p>
司会者	<p>それでは、ただ今より総会に入らせていただきますが、議事に先立ちまして、本日の総会の議長選出を私の方からご提案させていただきます。今回の議長を●●代表理事にお願いしたいと思います。みなさま拍手をもってご承認いただきたいのですが、いかがでしょうか。(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは●●代表理事に以降の議事進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今より議事に入りますので、ご協力のほどよろしく願います。</p> <p>初めに議事録署名人を選任させていただきます ●●理事、▲▲理事を選任いたします。</p> <p>まず、第1号議案は、●●年度事業報告承認の件でございます。お配りしている資料をご覧ください。では、〇〇から説明いたします。</p>
〇 〇	<p>(資料にもとづき説明)</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、ご質問がありましたらお受けしたいと存じます。いかがでしょうか。</p>
会場	<p>→「異議なし」</p> <p>→「質問・・・・・・・・」(職員は質問者にマイクを渡す)</p>
議長	<p>異議なし、との声がありましたが、ご賛同の方は、挙手をお願いいたします。</p>
会場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。全会一致でご承認いただけたものといたします。</p> <p>引き続きまして、第2号議案に入りたいと存じます。第2号議案は、●●年度決算承認の件並びに監査報告でございます。〇〇より説明いたします。</p>

○ ○	(資料にもとづき説明)
議 長	ありがとうございました。それでは引き続き、●●監事より●●年度業務及び決算に関する監査報告をいたします。
監 事	それでは、ご指名により業務並びに会計監査の報告を申し上げます。 (それぞれ、コメント後、監査報告書の朗読)
議 長	どうも、ありがとうございました。 それでは、●●年度決算について、ご質問がありましたらお受けしたいと存じますが、いかがでしょうか。
	～ ～ 中略 ～ ～
議 長	以上をもちまして、総会の議事は滞りなく終了いたしました。 みなさまご協力いただきありがとうございました。厚く御礼申し上げます。
会 場	(拍手)
司 会	ありがとうございました。 それでは、●●理事より閉会の挨拶を申し上げます。
● ●	(あいさつ)
司 会	ありがとうございました。 それでは、これをもちまして、特定非営利活動法人■□■□■□ 定時総会を閉会いたします。本日は、どうもありがとうございました。

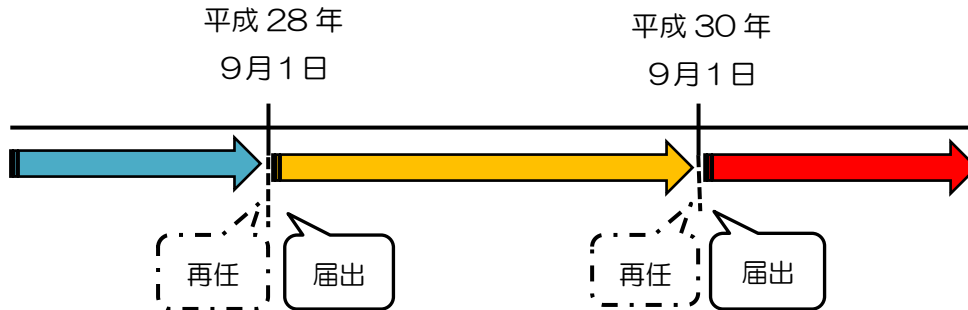


## (7) 役員変更はどうすればいいの？

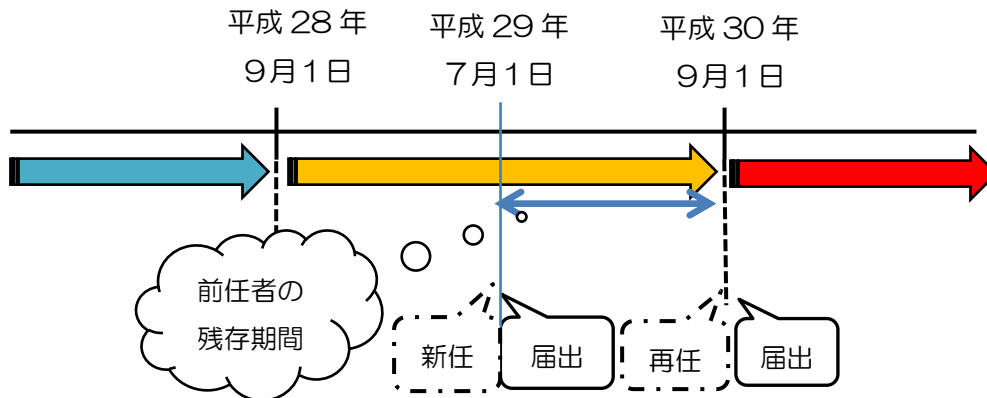
### ① 役員の任期

NPO法人における役員の任期は、2年以内で法人が定款に定める期間となります。

例1) 役員の任期：平成28年9月1日から2年の場合



例2) 任期途中（平成29年6月30日で退任）で前任役員の任期を引き継いだ場合：  
平成30年8月31日まで、平成30年9月1日からは2年周期



☆役員の再任は禁止されていないので、再任手続を経て、続けて役員になることは可能です。新任、再任、どちらの場合でも定款に定めている機関で選任することが必要です。

☆ただし、その場合でも役員変更届出書の提出は必要となります。少なくとも、2年に1回（任期が2年に満たない場合はその任期ごと）は必ず届出が必要となります。

☆また、役員が転居した際も所轄庁に提出が必要です。

☆代表権を有する理事の氏名、住所は登記事項です。手続きを怠った場合はNPO法人の理事・監事は過料を科されることがあります。

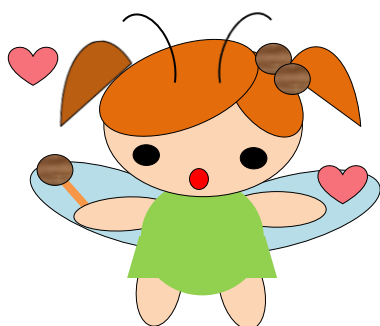
☆監事から理事、理事から監事に変更する場合は、新任という扱いになります。

## ②役員任期の伸長規定

定款で役員を社員総会で選任することとしている法人において、例えば3月末に全役員の任期が終了し、決算承認と合わせた新役員の選出のための総会を5月に開催するにあたって、その招集を任期の終了した理事が行った場合、その招集は有効か（＝その社員総会は有効か）という問題が発生します。

この問題はNPO法第24条第2項により、定款で役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、「後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する」と定めておくとしません。

この伸長規定を置いていない法人は定款変更の機会があれば、伸長規定の設定もご検討ください。



役員  
の伸長規定があれば、  
助かるね。

定款を変更する場合は、  
総会で決議後、所轄庁へ  
の認証申請や届出が  
必要なんだって。



# おわりに

このマニュアルは、少しでも、社会課題解決に挑戦する人々へのエールとなってほしいとの願いを込めて作成しました。はじめは大阪 NPO センターだけの思いだったのが、多くの人々や組織の賛同を得て、少しずつその輪が広がってきています。まだまだそのともしびは種火のように小さな火ですが、そのともしびを絶やさずに続けることが、やがて大きな炎となって社会に送る強いエネルギーの源になると確信しております。ぜひ、NPO 法人はじめ多くの団体が、このマニュアルを積極的に活用して、適正な組織運営や法人運営に努めていただきたいと思います。願ってやみません。

また、この作成プロジェクトはこれで完成ではありません。これからさらに検討を重ねより良いものを作成していく予定です。ぜひ、このプロジェクトに賛同される方からの積極的なご参加を心よりお待ちしております。

最後にマニュアル作成にご協力いただきましたみなさまに心より感謝申し上げます。  
本当にありがとうございました。





## ※ 法人格による比較表

	NPO 法人		認定 NPO 法人	一般社団法人	一般財団法人	公益社団法人	公益財団法人	株式会社	合同会社 (LLC)
根拠法	NPO 法			一般法人法 <sup>1</sup>		一般法人法 <sup>2</sup> ・公益認定法 <sup>3</sup>		会社法	
特徴	一定の非営利活動を目的とする非営利団体に法人格付与		NPO 法人に一定の要件のもとで認定をした法人	人の集まり (社団) に法人格を付与	財産の集まり (財団) に法人格を付与	一般社団法人に公益認定がされた法人	一般財団法人に公益認定がされた法人	出資と経営が分離された営利法人	内部組織や持分などにつき定款で自由に決め可能、利益や議決権配分も自由に定めることが可能
性格	非営利 (利益を構成員 (役員や社員) に分配してはならない)							営利 (株式割合に応じた配当)	営利 (定款で割合を自由に設定可能)
主たる事業目的	特定非営利活動 (NPO 法 2 条別表に掲げる 20 活動で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの)			制限なし (非営利徹底型法人 <sup>4</sup> は制限あり = 会員共通利益を図る活動を目的としないこと)		公益事業 (認定法別表に掲げる 23 種類の活動で「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」)		自由	
設立に関する主義	認証主義 (所轄庁による設立認証と登記)	認定 (NPO 法人の所轄庁からの認定) <sup>5</sup>	準則主義 (公証人の定款認証と設立登記)	準則主義 (公証人の定款認証と設立登記)	一般社団法人による行政庁への公益認定申請	一般財団法人による行政庁への公益認定申請	準則主義 (公証人の定款認証と設立登記)	準則主義 (設立登記のみ)	
ステップ	認証審査登記	認定審査	定款認証登記		公益認定審査		定款認証登記	登記	
設立難易	やや難しい	かなり大変	比較的簡単		非常に難しい		比較的簡単		
最低資産	なし	なし	なし	300 万円	なし	300 万円	1 円		
設立法定費用	なし		登録免許税 6 万円 定款認証料約 5 万円 定款印紙税 非課税		なし		登録免許税 15 万円～ 定款認証 5 万円 定款印紙税 4 万円	登録免許税 6 万円 定款印紙税 4 万円	
最低設立者数	社員 10 名以上		社員 2 名以上	設立者 1 名以上	社員 2 名以上	設立者 1 名以上	1 名	1 名	
構成員 (資格)	社員 / 不当な条件不可		社員 / 制限可	(社員なし)	社員 / 不当な条件不可	(社員なし)	株主 / 出資者または株式承継 (譲渡制限導入可能)	社員 (代表社員、業務執行社員、社員) / 出資または持分譲受	
構成員責任	責任を負わない							有限責任 (出資額まで)	
最高機関	社員総会		社員総会	評議員会	社員総会	評議員会	株主総会	社員の同意	
最低役員数	理事 3 名 監事 1 名		理事会設置の場合は理事 3 名、監事 1 名 (理事会非設置は理事 1 名)	評議員 3 名 理事 3 名 監事 1 名	理事 3 名 監事 1 名	評議員 3 名 理事 3 名 監事 1 名	取締役 1 名	業務執行社員 1 名	
役員の親族等の制限	あり		なし (非営利徹底型法人はあり)		あり		なし		
理事会等	任意設置		任意設置	必置	必置	必置	取締役会任意設置	なし	
評議員会	なし		なし	必要	なし	必要	なし	なし	
会計監査人	任意		任意 (大規模法人 <sup>6</sup> なら 1 人以上)		1 名以上 (一定規模以下なら不要)		任意 (大会社 <sup>7</sup> 等は必置)	任意	
役員任期	2 年以内		理事 2 年以内、監事 4 年以内				取締役 2 年～10 年 (監査役 4 年から 10 年)	任期なし	
所轄庁	主たる事務所所在の都道府県知事 (その事務所が一の指定都市の区域内のみの場合は当該指定都市の長)		なし (ただし特例民法法人からの移行の場合は公益認定等委員会の審査と行政庁の認可要)		都道府県知事または内閣総理大臣 (公益認定等委員会の審査要)		なし		
所轄庁へ報告義務	あり (監督と市民への公開のため)		なし		あり (監督と公益判断)	あり (監督と公益判断)	なし		
取消・解散命令	認証取消あり (解散)	認定取消あり	裁判所による解散命令あり		認定取消制度あり (一般社団法人へ移行)	認定取消制度あり (一般財団法人へ移行)	裁判所による解散命令あり		
法人税課税	法人税法に規定された 33 種の収益事業所得に対してのみ課税		全所得課税 (非営利徹底型法人は収益事業課税)		収益事業課税 (ただし認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)		全所得課税 (原則課税)		
みなし寄付適用 <sup>8</sup>	適用なし	適用あり <sup>9</sup>	適用なし		適用あり <sup>10</sup>		適用なし		
寄附金控除の適用	適用なし	適用あり	適用なし		適用あり		適用なし		

(弁護士三木秀夫による)

<sup>1</sup> 正式名称: 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

<sup>2</sup> 正式名称: 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

<sup>3</sup> 正式名称: 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

<sup>4</sup> 非営利徹底型一般法人 = ①剰余金の分配を行わないこと、②解散した時は残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること、③上記①②の定款の定め反する行為をしたことがないこと、④各理事について理事とその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること、をみたす法人

<sup>5</sup> NPO 法人として設立の日から 1 年を超える期間が経過していることが必要

<sup>6</sup> 負債 200 億円以上の法人

<sup>7</sup> 資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の会社

<sup>8</sup> 収益事業所得から公益目的事業に支出した額を寄付 = 損金とみなして課税所得から控除する仕組み。公益社団・財団の損金算入可能額は 50% または公益目的支出額の全額になる。

<sup>9</sup> 認定 NPO 法人の損金算入可能額は 50% または 200 万円のいずれか多い額までの範囲。

<sup>10</sup> 公益社団・財団の損金算入可能額は 50% または公益目的支出額の全額。



# おおさかNPO法人運営マニュアル

発行日：2018年3月30日

発行：認定NPO法人大阪NPOセンター

〒541-0046 大阪市中央区平野町1-7-1 堺筋高橋ビル5F  
TEL：06-6223-3303 FAX：06-6223-3306  
E-mail：info@osakanpo-center.com